

日本郵便株式会社九州支社管内における施設の修繕工事等名簿登録者の募集

2017年4月5日

日本郵便株式会社 管財室担当執行役員 宮崎 良治

日本郵便株式会社九州支社管内における、施設の修繕工事等の業者指定名簿への登録者(以下「指定名簿登録者」という。)を募集する。

1 概要

(1) 募集の概要

九州支社管内の各県(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県)における日本郵便株式会社施設の修繕工事等を依頼する請負者を、提出された資料の審査により選定し、指定名簿登録者として名簿に登録するもの。

(2) 対象施設

郵便局、社宅、支社ビル、分室、団地配達作業所、集配センター、研修センター等日本郵便株式会社所有施設

(3) 対象工事

請負契約の金額が、100万円(税抜き)を超え500万円(税抜き)未満の修繕工事(建築一式、電気、管、電気通信、消防施設及び塗装)

(4) 指定期間

2017年6月1日から2018年3月31日まで(以降、1年間ごと(最大3年間まで)更新あり)

(5) 指定条件

別紙のとおり

(6) 重複応募

別に募集する他の支社管内への応募も可能とするが、下記2(2)「配置予定技術者に関する要件」によることとし、原則として、同一担当技術者は他の支社管内に重複しての応募は認めない。

2 応募資格要件

(1) 次のアからオに該当しない者であること。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。

イ 以下の各号に該当し、日本郵便株式会社が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

(ア) 不正又は不誠実な行為をした者

(イ) 不法行為をした者

(ウ) 契約の履行にあたり、契約義務違反のあった者

(エ) 安全管理の措置が不適切であると認められる者

(オ) 契約相手方として不適切であると認められる者

(カ) その他、日本郵便株式会社に損害を与えた者

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法(平成14年法律154号)若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成8年法律第95号)に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。

エ 自己若しくは自己の役員等又は自己の下請負人若しくはその役員等が次の各号のいずれかに該当する者。

(ア) 暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」という。)であること。

(イ) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(ウ) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。

(オ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(カ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

オ 本件応募に係る参加表明書及び各種要件の確認資料(以下、「参加表明書等」という。)の審査基準日に、登録を希望する九州内の各県のいずれかにおいて、日本郵政グループ各社から取引先の制限又は競争参加(指名)停止を、国土交通省九州地方整備局又は登録を希望する九州内の各県のいずれかから指名停止(日本郵政グループ各社以外の指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。)を受けている者。

(2) 建設業法第27条の29に定める建設工事に係る総合評定値の通知を受けている単体企業の者で下表の要件を満たしていること。

なお、総合評定値の審査基準日は、参加表明書等受付締切日の1年7か月前までのものとし、かつ最新のものであること。

総合評定値の 工事種別	建築一式、電気、管、電気通 信、消防施設、塗装	総合評 定値	建築一式、電気、電気通信及び消防 施設にあつては700点以上、管及び塗 装工事にあつては650点以上。 ただし、日本郵便株式会社の年間事 前指名業者(期間：2016年10月1日 から2018年9月30日)の指定を受け ている者については、総合評定値を求 めない。
事業所の所在地に関する 要件	名簿登録希望県又は隣接する県に建設業法上の本店、支店又は営 業所を有すること。		
施工実績に関する要件	求めない。		
配置予定技術者に関する要件	<p>建築一式の場合、(表—1)の当該工事の有資格技術者を4名以上有し、かつ名簿登録希望県に(表—1)の当該工事の資格を有する担当技術者を2名以上選定できること。</p> <p>建築一式以外は、(表—1)の当該工事の有資格技術者を2名以上有し、かつ名簿登録希望県に(表—1)の当該工事の資格を有する担当技術者を1名以上選定できること。</p> <p>ただし、原則として担当技術者は他の都道府県との重複はできない。</p> <p>なお、電気通信及び消防施設については重複することができる。</p> <p>また、名簿登録を複数希望する際に別に担当技術者を配置することが困難な場合、隣接する2つの県に限り重複することができる。</p> <p>おつて、有資格技術者は自社社員であること。自社社員であっても実態的に派遣形態をとっている場合は認めない。</p>		

3 参加表明書等提出等担当部署

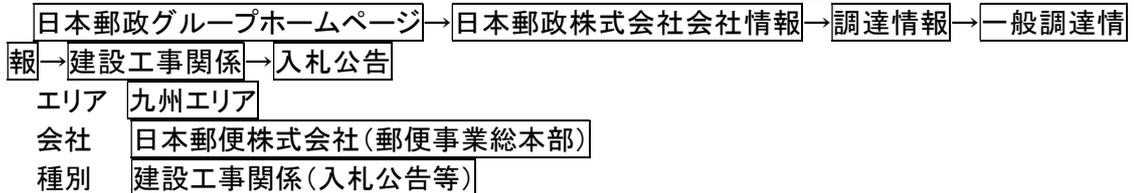
区分	担当部署	電話番号	住所
参加表明書等の提出に関する事	日本郵政株式会社 九州施設センター 総務グループ計画・契約担当	TEL 096-328-5237 FAX 096-324-6417	〒860-8797 熊本県熊本市中央区城東町1-1 日本郵政グループ熊本ビル3階
参加表明書等の審査に関する事	日本郵政株式会社 九州施設センター 技術グループ計画担当	TEL 096-328-5249	

4 参加表明書等の手続等

手続等	期間・期日・期限(注1)	場所
参加表明書等作成に係る資料の交付	2017年4月5日(水)から 2017年4月28日(金)まで	日本郵政グループホームページ(建設工事関係)よりダウンロード(注2)
参加表明書等提出先及び期日	2017年4月28日(金)までに持参又は郵送(締切日までに必着)により提出すること。	〒860-8797 熊本県熊本市中央区城東町1-1 日本郵政グループ熊本ビル3階 日本郵政株式会社九州施設センター 総務グループ計画・契約担当 あて
結果通知日	2017年5月26日(金)までに通知する	書面により通知

(注1) 上記の期間中の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時(正午から午後1時の間を除く。)とする。

(注2) 日本郵政グループホームページ (アドレス) <http://www.japanpost.jp/>



5 参加表明書等の提出等

(1) 参加表明書等の提出方法

応募する者は、上記4により参加表明書等を期限までに提出場所に持参又は郵送(一般書留郵便に限る。)により提出すること。参加表明書等の電送(ファクシミリ等)によるものは受け付けない。

なお、参加表明書等を郵送で提出する場合は、書留等記録が残る郵便を差し出した際に受領する「書留・特定記録郵便物受領証(お客様控え)」の写しを、参加表明書等提出期日までに上記3に示す参加表明書等提出先にファクシミリにより送信すること。

ファクシミリ送信様式は、別記のとおり。

(2) その他

下記8(1)に関する通知に必要な返信用封筒(長3号封筒)を持参又は同封すること。

なお、封筒には、返送先となる提出者の住所及び商号又は名称を記載し、速達一般書留郵便料金分の郵便切手(792円分)を貼付すること。

6 参加表明書等の審査、適格者の選定方法

- (1) 参加表明書等の審査基準日は、2017年4月28日(金)とする。
- (2) 提出された参加表明書等に基づき、(表-1)及び(表-2)の項目について審査を行い適格者を選定する。
- (3) (表-2)に掲げる応募資格要件を満たさない場合は不適格とする。
- (4) 以下の場合は失格とする。
 - ア 参加表明書等の提出方法、提出先及び提出期限が、指定した方法によらないもの。
 - イ 参加表明書等の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 参加表明書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 参加表明書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの。

7 指定名簿登録者の決定

上記6の審査において選定された適格者について、名簿登録希望工事種別及び県別に「指定名簿登録者」として決定する。

8 指定名簿登録に関する通知等

- (1) 上記7により決定された指定名簿登録者に対しては指定通知を、指定しない者(以下「非指定者」という。)に対しては、指定しない旨及び指定しない理由(以下「非指定理由」という。)を書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知は、日本郵政株式会社九州施設センターが行う。

9 指定名簿登録者の指定の取消し

以下の事例に該当した場合等は、指定名簿登録者の指定を取り消す場合がある。

- (1) 指定期間中に日本郵政グループ各社から取引制限等を受けたとき。
- (2) 見積書の提出拒否等、工事対応に不備があったとき。
- (3) 指定期間中に履行状況が著しく不良と認められる場合若しくは経営状態が著しく不安定であると判断されるとき。
- (4) 参加表明書等に虚偽の記載をし、その審査結果に基づき指定されたと判明したとき。

10 劣化対策工事に係る工事希望照会

指定名簿登録者として指定された者は、本件対象工事とは別に実施する劣化対策工事(防水、外壁、受変電、空調衛生設備等)の工事希望照会の対象者となることがある。

工事希望照会は、外部委託業者から行う。(外部委託業者へ提供する連絡先等の情報は、劣化対策工事以外には使用しません。)

また、希望する工事について必ずしも指名されとは限らない。

11 その他留意事項

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- (2) 参加表明書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出期限以降の参加表明書等の差替及び再提出は認めない。
- (4) 提出された参加表明書等は返却しない。
- (5) 参加表明書等提出者に関する問合せには一切応じない。
- (6) 参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、取引制限措置を行うことがある。
- (7) 本件手続に関する問い合わせ先は、上記3に示す区分及び担当部署のとおり。

(表一) 資格

工事種別	資格の種類
建築一式	1・2級建築施工管理技士(2級建築施工管理技士は建築、躯体、仕上げのいずれか)、一・二級建築士、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証(国土交通(建設)大臣認定)
電気	1・2級電気工事施工管理技士、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証(国土交通(建設)大臣認定)
管	1・2級管工事施工管理技士、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証(国土交通(建設)大臣認定)
電気通信	AI又はDD工事工事担任者(総合種・第1種・第2種)、1・2級電気工事施工管理技士
消防施設	甲種消防設備士(特類・第1類・第2類・第3類・第4類)
塗装	1・2級建築施工管理技士(2級建築施工管理技士は建築又は仕上げ)、一・二級建築士、建築塗装・建築塗装工(1級・2級)(職業能力開発促進法)

(表二) 応募資格要件

要件	内容
取引先資格の有無	建設業法第27条の29に定める建設工事に係る総合評定値の通知を受けている単体企業の者で、総合評定値が参加表明書等の提出期限日の1年7か月前までの日を審査基準日とするものであること。
工事種別及び総合評定値の基準	建築一式、電気、電気通信及び消防施設にあつては700点以上、管、塗装にあつては650点以上。 ただし、日本郵便株式会社の年間事前指名業者(期間:2016年10月1日から2018年9月30日)の指定を受けている者については、総合評定値の点数は問わない。
事業所の所在地に関する事	名簿登録希望県又は隣接する県に建設業法上の本店・支店又は営業所を有すること。
施工実績に関する事	求めない。
取引制限の有無	参加表明書等の審査基準日に、登録を希望する九州内の各県のいずれかにおいて、日本郵政グループ各社から取引先の制限又は競争参加(指名)停止を、国土交通省九州地方整備局又は登録を希望する九州内の各県のいずれかから指名停止(日本郵政グループ各社以外の指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。)を受けていないこと。
技術者数と担当技術者の資格、免許等	① 工事種別が建築一式にあつては、(表一)の有資格技術者を4名以上有し、かつ名簿登録希望県に(表一)の資格を有する担当技術者を2名以上選定すること。 ② 工事種別が建築一式以外にあつては、(表一)の有資格技術者を2名以上有し、かつ名簿登録希望県に(表一)の資格を有する担当技術者を1名以上選定すること。 ただし、原則として担当技術者は、他の名簿登録希望県との重複はできない。 なお、工事種別が電気通信及び消防施設については重複することができる。 また、名簿登録を複数希望する際に別に担当技術者を配置することが困難な場合、隣接する2つの県に限り重複することができる。 おつて、有資格技術者は自社社員であること。自社社員であっても実態的に派遣形態をとっている場合は認めない。

2017年4月 日

ファクシミリ送信票

FAX : 096-324-6417

■ 送信先 日本郵政株式会社 九州施設センター
総務グループ計画・契約担当 御中

■ 送信枚数 本票+1枚

■ 送信内容 下記のとおり送信します。

- ① 件名
日本郵便株式会社九州支社管内における施設の修繕工事等名簿登録者の募集
- ② 郵送年月日
2017年4月 日
- ③ 書留・特定記録郵便物受領証（お客様控え）の写し
別添のとおり

■ 送信元 郵便番号

住 所

商号又は名称

代表者名

担当者名

連絡先：電話番号

：FAX番号

：e-mailアドレス

指定名簿登録条件書

件 名 日本郵便株式会社九州支社管内における施設の修繕工事等名簿登録者の募集

対象期間 2017年6月1日から2018年3月31日まで

内 容

1 対象施設

登録された九州内の各県に所在する日本郵便株式会社所有施設（郵便局、社宅、支社ビル、分室、団地配達作業所、集配センター、管理予定施設等）

2 対象工事等の補足

- (1) 見積書の様式は別途指定する。
- (2) 修繕工事等を行う場合は、日本郵便株式会社九州支社等と別に工事請負契約を締結する。

3 修繕工事等の手続

- (1) 修繕工事等を実施する必要がある場合、過去の施工実績、地理的条件等を考慮し、指定名簿登録者から3者程度選定の上、日本郵政株式会社九州施設センター（以下、「九州施設センター」という）から工事概要等を連絡し、見積書提出の依頼を行う。
- (2) 見積書提出の依頼があった場合は、提出期限までに見積書を提出すること。
- (3) 提出された見積書等は、九州施設センターで工事内容、金額等を審査する。
- (4) 審査結果により、1者を特定し価格の決定を行った上で工事請負契約を締結する。
- (5) 工事実施に当たっては、九州施設センターが監理するので、その指示に従い工事を実施すること。

4 指定名簿登録者の取消し

- (1) 指名期間中に日本郵政グループ各社から取引先の制限又は競争参加（氏名）停止を受けた場合には、指定名簿登録者の資格を取り消す。
- (2) 募集の条件等が遵守されない場合、工事関係書類（見積書・工事完成書類等）の提出の遅れ、見積辞退又は工事の対応不備等の問題点が生じた場合は、指定名簿登録者の資格を取り消すことがある。（事例については、【別記】参照のこと。）
- (3) 指定期間中に契約の履行状況が著しく不良と認められる場合や、経営状態が著しく不安定であると判断される場合は、指定名簿登録者の資格を取り消すことがある（取引停止の事実等、賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があり改善がない等）。

5 その他

- (1) 提出された見積書に疑義がある場合には、他の指定名簿登録者に見積りを依頼し、契約することがある。
- (2) 指定名簿への登録により生ずる権利又は義務は、第三者に譲渡又は継承しないこと。
- (3) 見積書の提出、工事の実施、完成時の書類提出等、常に業務の進捗状況を把握し、自社の責

任において期限を遵守するよう管理すること。

なお、工事実施に当たり法令違反、品質管理体制、工程管理、安全対策、近隣への対応等について評価する。

(4) 請負代金は、適法な請負代金請求書を受領後、30日以内に支払う。

(5) 技術資料に記載の住所、連絡先及び担当者が変更になる場合は、事前に九州施設センターに連絡すること。

【別記】

<指定名簿登録者の取消>

履行状況が著しく不良と認められる又は募集の条件等が遵守されない場合等の事例

- (1) 見積書提出を拒否した場合。ただし、地域災害等の特殊要因を除く。
- (2) 修繕工事の見積提出、工事完成書類等が連絡及び理由も無く遅い場合。
- (3) 担当技術者及び担当者数について、提出された技術資料に虚偽の記載があった場合。
- (4) 見積書の内容が市場単価と比較して著しく高額な場合。
- (5) 業者指定名簿登録後、応募資格要件を満たさないことが判明した場合。
- (6) 工事実施施設から工事内容に係る苦情が頻繁にあった場合。